

A 著作権とは、創意的な表現を保護する権利です。

映画、ドラマ、アニメ、音楽、小説等の創意的な表現を保護する著作権法という法律があります。著作権法は、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する創意的な表現を財産権として保護するとともに、これを人格権として保護しています。前者を著作財産権といい、後者を著作者人格権といいます。広い意味では著作財産権と著作者人格権を著作権と呼び、狭い意味では著作財産権を著作権と呼びます。このQ&Aでは、主に著作財産権について論じていますので、特に断らないかぎり、著作財産権を著作権と呼ぶことにします。

創意的表現には、たとえばプロの作家がついた小説もあれば小学生が書いた作文もありますので、財産的価値が高いものもそうでないものもあります。しかし、芸術的価値や学術的価値の高低は誰かが決めて他者に押し付けるべきものではありません。そのため、著作権法では創意的表現を等しく著作権の対象として保護し、著作権者の許諾なく利用できないことになっています。

そして文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する創作された表現物を『著作物』といい、創作した人を『著作者』といいます。

映画やアニメなどのビデオソフトは、著作権法上は『映画の著作物』と呼ばれます。そして映画の著作物に係わる代表的な権利として、次の4つがあります。これらの権利が働くような利用は、一定の例外を除いて、著作権者に無断で行うことができません。

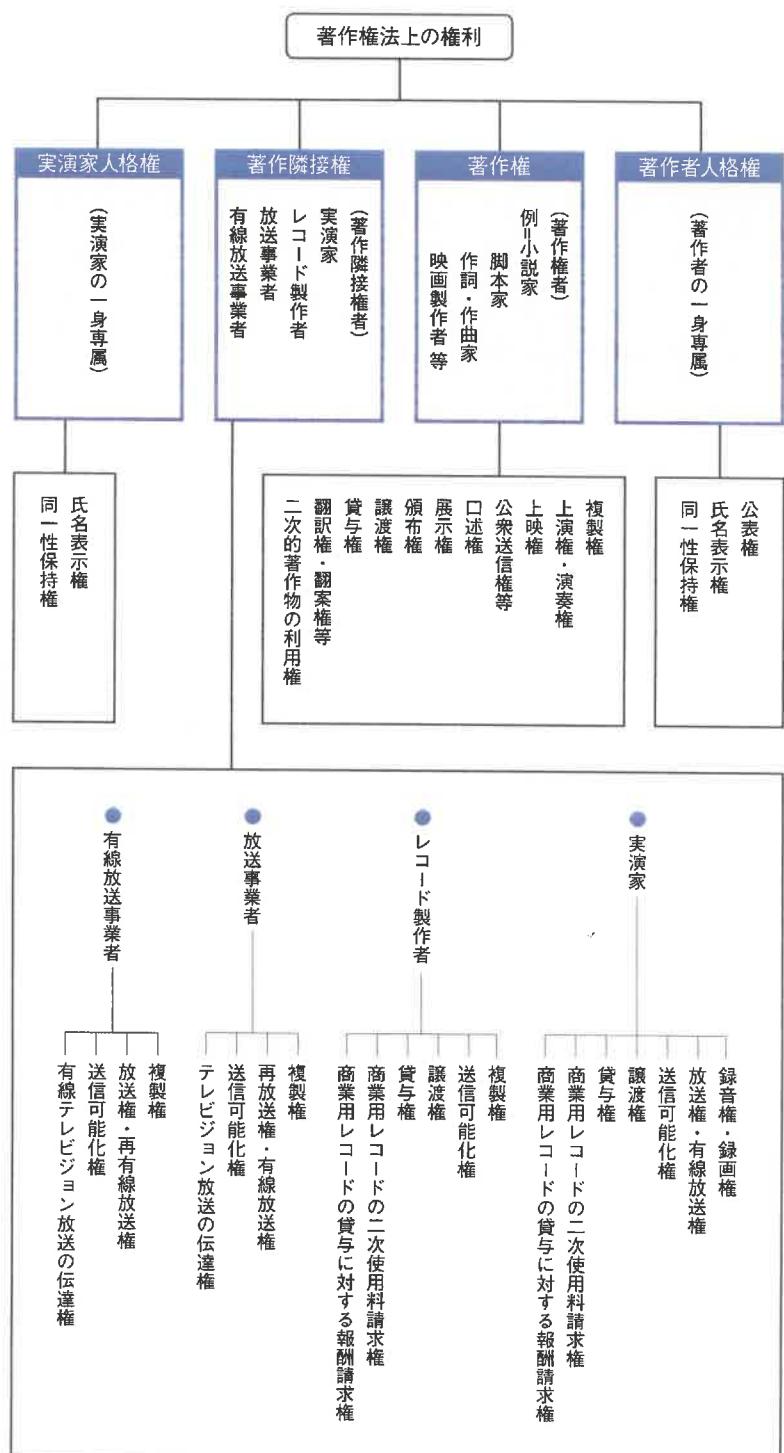
(1) 複製権
(著作権法第21条)

(2) 上映権
(著作権法第22条の2)

(3) 公衆送信権・公衆伝達権
(著作権法第23条)

(4) 頒布権
(著作権法第26条)

【著作権の構造図】



Q2

「複製権」「上映権」「公衆送信権・公衆伝達権」「頒布権」について、もう少し詳しく教えて下さい。

A 複製権とは、映画やドラマなどの著作物をDVDディスクやパソコンのハードディスクなどにコピーしたりする権利です。著作権法では「再製」という言葉や「録画」という言葉を使っています。

上映権は、著作物を不特定の人や多数の人にみせる権利です。映画館で映画をみせたり、インターネットカフェなどのようなところで不特定の人にビデオをみせたりする権利です。

公衆送信権とは、著作物を放送したり、有線放送したり、インターネット上にアップしたりする権利です。また、公衆送信された著作物を不特定の人や多数の人にみせる権利を公衆伝達権といいます。多数の人が集まっているところに大きなスクリーンを設置して放送番組を流すことに関する権利です。

頒布権は、ビデオソフトなどを不特定の人や多数の人に貸したり、譲ったり、不特定の人や多数の人にみせる目的で貸したり、譲ったりする権利です。有償での頒布だけでなく無償の頒布も頒布権の対象となります。

たとえば、著作権者には頒布権や上映権がありますので、著作権者は映画館に対してフィルムを配給しこれを映写することを許諾して、映画館での映画の上映が行われています。また、著作権者には頒布権がありますので、著作権者はレンタル店に対してDVDビデオの貸与を許諾して、ビデオレンタル店によるDVDレンタルが行われています。それから、著作権者には公衆送信権がありますので、著作権者は放送局やケーブルテレビ局、配信事業者に対して、放送したり有線放送したりインターネットで配信したりすることを許諾して、放送や有線放送や配信が行

われています。

このように、同じ1つの作品であっても著作物の利用の仕方によってその価値が異なりますので、著作権法では利用行為ごとに権利が定められているのです。

そしてこれらの権利は、基本的に著作権者だけが持っている（独占排他的）権利です。

これらの著作権を侵害から保護するため、著作権法その他の法律では以下の手段を定めています。

(1) 差止請求権（著作権法第112条、民法第202条等）

著作権等が侵害されている場合や侵害されるおそれがある場合、その権利侵害状態や権利侵害のおそれのある状態を取りのぞくことを求めることができます。

(2) 損害賠償請求権（著作権法第114条、民法第709条）

著作権者が著作権侵害によって損害を受けた場合、著作権者等は著作権等を侵害した人に対し、著作権等の侵害によってこうむった損害の賠償を請求することができます。

(3) 罰則（著作権法第119条以下）

著作権等の著作権法上の権利は重要な財産権のひとつです。ですから、前述のような著作権等の権利に対する侵害には、10年以下の懲役と1000万円以下の罰金が定められています。そして、懲役と罰金とは両方が併科されることもあります。また、法人の場合は罰金の額が3億円以下とされています。

《著作権者の許諾なしではできない主な行為の例》

- 複製制御技術を回避するリッピングソフトなどを使ってビデオソフトをコピーすること
- 他人の著作物を動画投稿サイト、ブログ、フェイスブックなどへアップロードしたりファイル交換したりすること
- 著作権者に無断でアップロードされた著作物をダウンロードすること
- ビデオソフトをコピーして配布すること
- ビデオソフトをコピーしてレンタル又は公の上映をすること
- ビデオソフトを用いて営利目的又は料金を取って上映会をすること
- 市販ビデオソフトを公衆にレンタルしたり、公の上映の目的でレンタルすること
- 市販ビデオソフトを、企業・団体や図書館等公の上映を行う人に譲渡または貸与すること
- 中古ビデオソフトを、企業・団体や図書館等公の上映を行う人に譲渡または貸与すること
- 中古ビデオソフトを、レンタルするためにレンタル店に譲渡すること

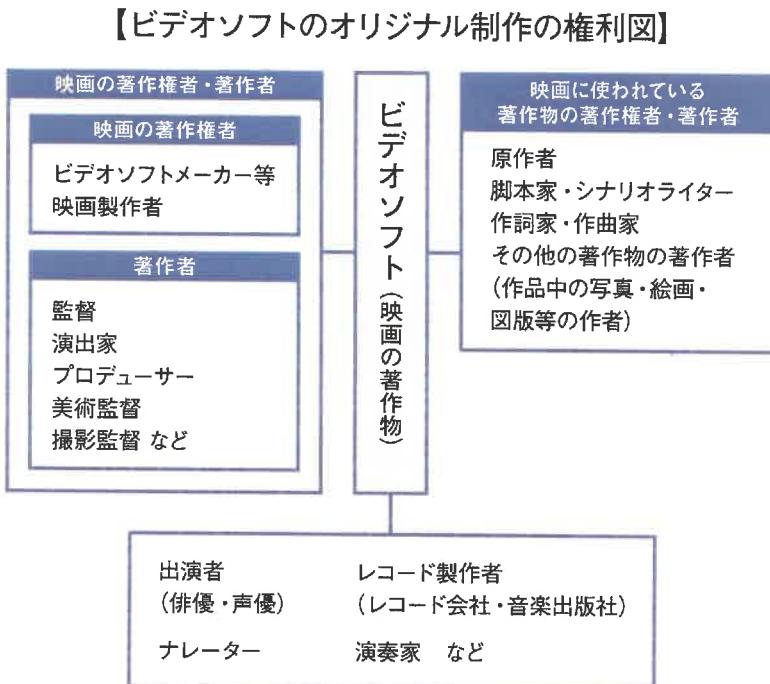
Q3

ビデオソフトの著作権者とその権利処理の仕組みについて、もう少し具体的に教えて下さい。

A ビデオソフトに関する著作権者は以下の人々です。

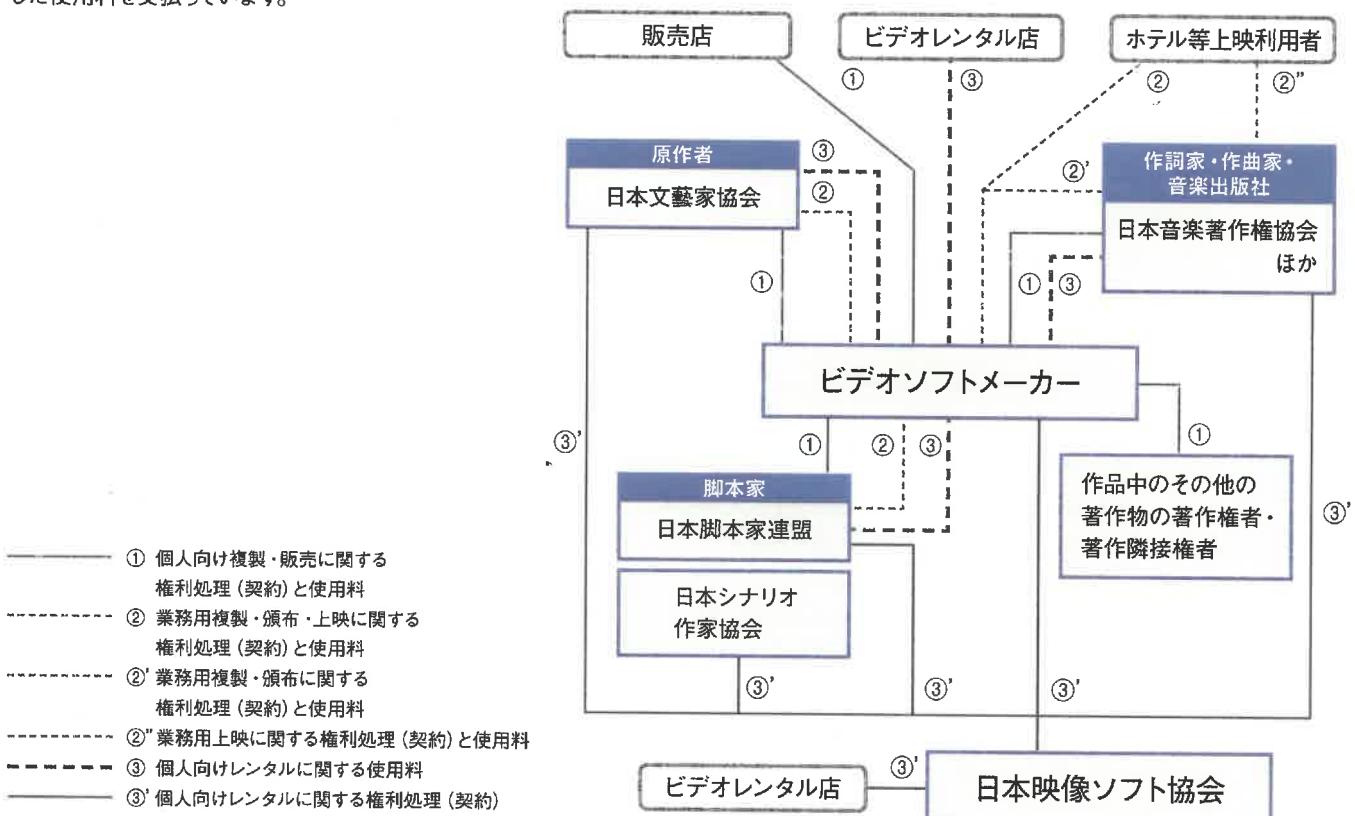
ビデオソフトは映画の著作物です。映画の制作にはたくさんの人が関わっていますので、ビデオソフトについての著作権を持つ人もたくさんいます。

また、俳優や歌手などの著作物を実演する人も著作隣接権という権利を持っています。同じく、レコード製作も著作隣接権を持っています。



ビデオソフトメーカーは、こうした方々の許諾をいただきビデオソフトの利用の仕方に応じた使用料を支払っています。

【ビデオソフトの複製・上映・頒布に関する権利処理と使用料の関係図】



A イベントでの上映、ホテルの各部屋のTVへビデオソフトを流すこと等、家庭内視聴以外の用途に用いる場合は業務用となります。

次の利用はすべて「業務用」にあたります。これらの利用は、その規模などから著作物の利用によって得られる価値が異なつ

てきますので、それぞれの利用形態ごとに許諾する条件が異なります。

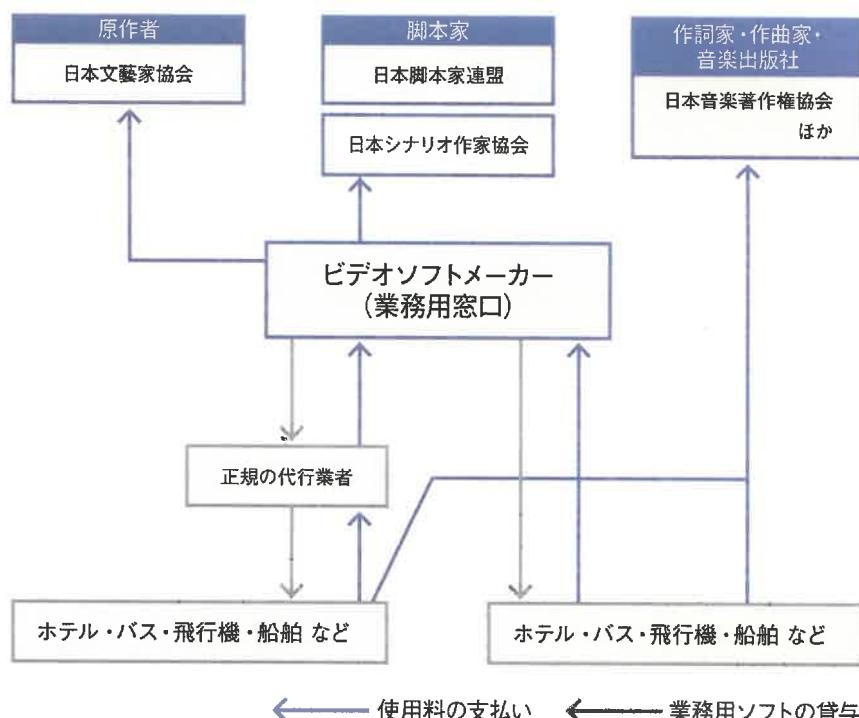
- (1) ビデオシアターでの上映
- (2) ホテル・旅館でのCATV（構内有線テレビ）
- (3) ホテル・旅館での宿泊者向けレンタル
- (4) 健康ランド・サウナ・個室シアターでの上映（インターネットカフェ、マンガ喫茶等での視聴を含む）
- (5) 長距離バス・旅客機・客船での上映
- (6) 催事場・レストラン・喫茶店等での上映
- (7) 図書館・公共施設・ホールでの上映
- (8) 福利厚生事業としての社員向けレンタル
- (9) CATV（有線放送）

ビデオソフトメーカーによっては、こういった業務用の上映や貸し出し用として「業務用ビデオソフト」を用意しています。この業務用ビデオソフトは業務使用のための権利処理がされているものです。

ビデオソフトの業務使用のしくみは下の図のようになります。

当協会では12ページにあるような「業務使用契約の窓口一覧」をご用意していますので、こちらをご参照の上、各メーカーに直接お問い合わせください。また音楽については、ご使用になる方が直接、日本音楽著作権協会をはじめとした音楽著作物の管理事業者にお問い合わせいただき、著作権処理をしてください。

【ビデオソフトの業務使用のしくみ】



Q19

日本映像ソフト協会の「個人向けレンタルシステム」の仕組みについて教えて下さい。

A 「個人向けレンタルシステム」は以下のような仕組みになっています。

ビデオレンタル店を営むには、レンタルに使用するビデオソフトの著作権者から許諾を得なければいけません。本来ならば店を営む人が、ビデオレンタルに使用するすべてのビデオソフトの著作権者たちを訪ねて、許諾をもらい、使用料を支払う作業をしなければなりません。しかしながら、その作業は繁雑極まりなく、実際には困難です。

そのため、日本映像ソフト協会が日本の(邦画を中心とした)作品の権利をもつビデオソフトメーカーから、頒布権行使の委任をうけ、許諾の窓口となっているのです。そして、ビデオソフトメーカーとそれ以外の著作権者(原作・脚本・音楽等の団体)とを一括して『レンタル業務許諾契約』を結ぶことができるのです。

つまり、日本映像ソフト協会の『個人向けレンタルシステム』は、レンタルに関しての権利処理を円滑にし、著作権を大事に守っているシステムなのです。

右にある許諾契約関係図をご参照ください。

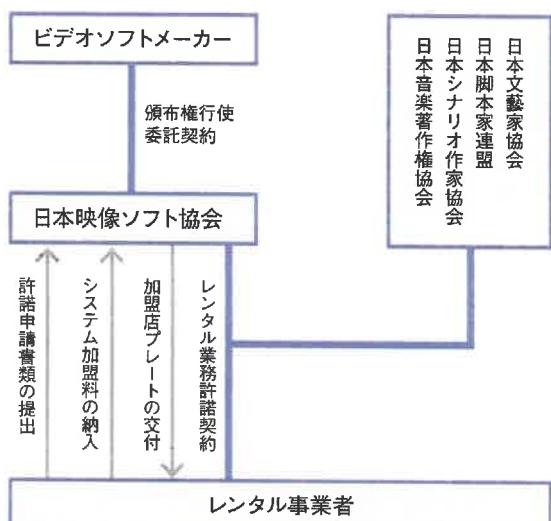
レンタルシステムに加盟し、著作権者の許諾を得たビデオレンタル事業者は、各ソフトメーカーまたはメーカー指定の卸代行店とレンタル用ビデオソフトの供給契約を結び、レンタル用のビデオソフトを仕入れることができます。その際支払われる対価が、個人向けレンタルに使用するための著作権使用料となります。ですから、レンタル店の方は、正規のレンタル用ビデオソフトを仕入れる段階で、著作権使用料を一括で支払うことになります。そして、ビデオソフトメーカー以外の著作権者には、ビデオソフトメーカーから権利者の団体を通じて、著作権料が分配される仕組みになっています。

右にあるレンタル用商品の流通と使用料支払いの流れの図をご参照ください。

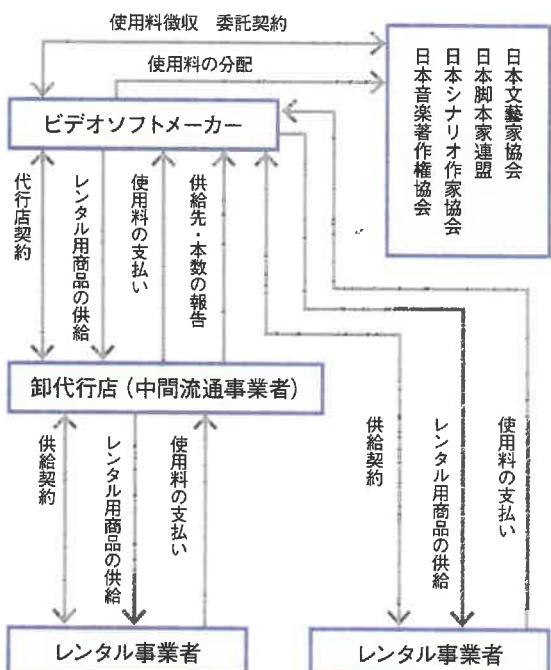
また、当協会のレンタルシステム参加メーカーは、レンタル店の営業譲渡によるビデオソフトをレンタルできる権利の移転をご申請いただければ承諾するようにしています。そのような場合には加盟手続きの際に営業譲渡を証する書類を提出いただき名義変更手続きを行うことで『個人向けレンタルシステム』による著作権処理することができます。

ビデオレンタル店の開業をお考えの方には『個人向けレンタルシステムの手引き』等、資料をご用意しておりますので、日本映像ソフト協会(業務部事業課)までご連絡下さい。

【許諾契約関係図】



【レンタル用商品の流通と使用料支払いの流れ】



日本映像ソフト協会 業務部事業課

TEL: 03 (3542) 4433 (代表)

<http://www.jva-net.or.jp/rental/index.html>